

えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する 条例

(目的)

第1条 この条例は、えりも町における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、必要な基準を定めることにより、えりも町民の安全・安心及び良好な生活環境、自然環境、景観を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条4項に規定する再生可能エネルギー源のうち太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを活用した発電設備及び送電線、柵等の附属設備をいう。ただし、出力が太陽光発電は10kw未満、風力発電は1kw未満であって、一般住宅等で自家消費を主な目的とする設備は除く。
- (2) 大型風力発電設備 風力発電設備であって、羽根の受風面積が200㎡以上若しくは出力が20kw以上のものをいう。
- (3) 小型風力発電設備 風力発電設備であって、羽根の受風面積が200㎡未満で、かつ、出力が20kw未満のものをいう。
- (4) 発電事業 発電設備を設置（土地の権利取得、樹木の伐採、盛土や切土等の造成、その他工事等発電施設の設置に係る事業のすべてを含む。）又は運用し、得た電力を法第2条第1項に規定する電気事業者に供給することをいう。
- (5) 事業者 発電事業を行う、又は行おうとする個人又は法人及び団体をいう。
- (6) 事業区域 発電事業を行う、又は行おうとする区域をいう。
- (7) 住宅等 住宅、商用店舗、事業所、学校、幼稚園、保育所、保健医療施設、福祉施設、その他の公共施設、漁業用作業小屋、家畜舎等の住民が利用する施設、牧草地及びこんぶ干場をいう。
- (8) 防災行政無線 えりも町防災行政無線の設置及び管理運営条例（平成18年条例第3号）第3条に規定する施設のうち中継局及び屋外子局をいう。
- (9) 近隣住民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地（事業区域に接する土地が、道路、又は水路など公共用地である場合は、当該公共用地とさらに隣接する土地を、事業区域と事業区域に隣接する土地が、同一所有者である場合は、事業区

- 域に隣接する土地に接する土地を含む。)の所有者
- イ 隣接地の用益権(地上権、地役権、賃借権、水利権又は採石権等)を有する者
 - ウ 発電設備からの騒音、低周波、反射光、日影等の影響を受ける恐れのある住宅等の所有者及び利用者
- (町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、発電事業を町内において実施しようとするときは、関係法令並びに国及び北海道が策定するガイドラインを遵守し、近隣住民等の健康、生活環境、自然環境及び景観に与える影響を回避するよう十分配慮し、近隣住民等との密接な連携のもと、良好な関係を保たなければならない。

2 発電事業の実施に伴い事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずると共に、事故が発生した場合や近隣住民等との紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意を持ってこれを解決し、再発防止のための措置を講じること

3 法面の保護、崖地、湧水、軟弱地盤、土砂崩れ、雨水等に関して必要かつ適切な措置を講じ、発電施設が、強風による風圧力その他外力に対して、耐久性に問題なく安全であるように設置し、災害防止に努めなければならない。

(設置場所)

第5条 住宅等からの距離は、それぞれ次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 大型風力発電設備を設置するときは、風車の全高(地上から風車の最も高い位置に来た時の羽根の先端までの高さ)の5倍以上の離れた場所に設置しなければならない。ただし、近隣住民等から書面での同意が得られた場合はこの限りではない。

(2) 小型風力発電設備を設置するときは、住宅等から250m以上離れた場所に設置しなければならない。ただし、近隣住民等から書面での同意が得られた場合はこの限りではない。

(3) 前各号に掲げたもの以外の発電設備においては、概ね30m以上離れるとともに植栽等を設けて遮蔽するなどの措置を講じなければならない。

2 道路からの距離は、それぞれ次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 大型風力発電設備及び小型風力発電設備においては、全高の概ね等倍以上離れた場所に設置しなければならない。

(2) 前号に規定したものの以外の発電設備においては、概ね30m以上離れた場

所に設置しなければならない。

- 3 土砂災害警戒区域及び急傾斜地等には発電設備を設置してはならない。
- 4 防災行政無線からの距離は、別に定める防災行政無線設置箇所図に記載する防災行政無線設備から250m以上離れるとともに、防災行政無線の放送に影響を与えないよう、適切な措置を講じなければならない。

(騒音及び低周波)

第6条 事業者は、発電設備からの騒音や低周波により、近隣住民等の生活環境に影響を与えないよう、適切な措置を講じなければならない。

(日影・光害)

第7条 事業者は、発電設備からの反射光や影、風車の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象等により、近隣住民等の生活環境に影響を与えないよう、適切な措置を講じなければならない。

- 2 発電設備及びその周辺に照明器具等を設置する場合は、近隣住民等や動植物へ影響を与えないよう配慮しなければならない。

(電波障害等)

第8条 事業者は、発電設備の設置及び運用によって、テレビ電波及び航空自衛隊襟裳分屯基地の業務等に影響を与えないよう、テレビ中継局の幹事社及び航空自衛隊襟裳分屯基地と事前協議の上、必要な措置を講じなければならない。

(産業への影響等)

第9条 事業者は、発電設備の設置及び運用によって、こんぶ干し作業や家畜の飼養等の町内の産業に影響が出ないように適切な措置を講じなければならない。

(自然環境及び景観)

第10条 事業者は、発電設備の設置及び運用によって、動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 発電設備の配置、デザイン、色彩は周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、景観等を著しく阻害する場合は、事業者等が必要な措置を講じなければならない。

(文化財の保護)

第11条 事業者は、発電設備の設置に当たっては、設置の影響から文化財を保存するよう努めなければならない。

- 2 発電設備を設置する土地が埋蔵文化財包蔵地または埋蔵文化財包蔵地隣接地であり、地番面積の合計が10,000㎡を超える場合は文化財保護法(昭和25年法律第214号)に準じ、えりも町教育委員会と埋蔵文化財保護のための事前協議を行わなければならない。

(近隣住民等への説明)

第12条 事業者は、国の再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に先立ち、近隣住民等に対し、規則の定めるところにより、説明会等を実施するなど再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画（以下「事業計画」）に関する説明について、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は前項の措置を行った後速やかに、規則の定めるところにより、その結果を町長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、発電設備の設置及び発電事業に関して、町及び近隣住民等から環境や景観等に関する申し出等があったときは、真摯に対応するとともに、近隣住民等から合意等を示す文書の作成の要望があった場合は、合意書や協定書等を作成し、締結するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、近隣住民等から、発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意をもって速やかに対応しなければならない。

(事業計画の協議)

第13条 事業者は、前条第2項の報告が終了したときは、工事着工予定日の90日前までに、規則の定めるところにより、事業計画について、町長と協議しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(届出)

第14条 事業者は、前条第1項の協議が終了し、工事を行おうとするときは、工事着工予定日の30日前までに、規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による届出に係る工事が完了したときは、発電設備運転前までに、規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、発電事業を中止しようとするときは、工事着工前までに、規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。
- 4 事業者は、事業計画及び事業者を変更しようとするときは、遅滞なく、規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。
- 5 事業者は、発電事業を廃止及び終了しようとするときは、廃止及び終了しようとする30日前までに、規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。
- 6 事業者は、発電設備の破損及び事故が発生したときは速やかに、規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(保守点検及び維持管理)

第15条 事業者は、発電設備の安全な運用を確保するために必要な保守点検及

び維持管理を実施しなければならない。

- 2 前項の保守点検は、日常点検、定期点検及び随時点検とし、日常点検は騒音、低周波音、外観の異常等を日常的に確認するものとし、定期点検は製造業者及び事業者による総合的な点検を3年以内ごとに実施するものとし、随時点検は日常点検及び定期点検の他、安全な運用を確保するために点検が必要な場合に随時実施するものとする。
- 3 保守点検の結果、異常を確認した場合には速やかに適切な措置を講じるとともに、町長にその内容を報告しなければならない。
- 4 発電設備において、設備の破損、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、事業者に連絡を取ることができるよう、発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置しなければならない。
- 5 外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、敷地内に事業関係者以外の者が、容易に立ち入ることがないような高さの柵塀を設置するなど適切な安全対策をとらなければならない。
- 6 発電設備の敷地内は、農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行わなければならない。
- 7 自然災害、その他の事由により発電設備が破損又は事故等が発生した場合、事業者等は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去しなければならない。

(発電事業の廃止及び終了)

第16条 事業者は、発電事業を廃止又は終了した際、関係法令を遵守し、発電設備を速やかに撤去し、現状復帰しなければならない。

- 2 事業者は、発電事業の廃止又は終了から発電設備の撤去が完了するまでの期間、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に適合するよう適切に維持管理するとともに、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じなければならない。

(町の施策への協力)

第17条 事業者は、環境学習関連の見学等に積極的に協力するとともに、地域貢献に努めなければならない。

- 2 事業者は、町が求める場合には、設置した発電設備の発電量等の数値について報告するよう努めなければならない。

(情報提供)

第18条 町民は、発電設備の設置及び運用に関し、条例及び関係法令に違反して

いる状態又は安全性に欠ける状態(以下「不適切な状態」という。)にあると認めるときは、町長にその情報を速やかに提供するものとする。

(苦情等への措置)

第19条 事業者は、不適切な状態にあるとき又は近隣住民等から苦情を受けたとき若しくは近隣住民等に障害が生じたときは、直ちに町長に報告し、誠意をもって速やかに対応しなければならない。

(立入調査等)

第20条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第21条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第13条第1項の規定による協議を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(2) 事業者が第14条各項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

(3) 事業者が正当な理由なく第14条第1項の規定による届出を行わず、設置工事に着手したとき。

(4) 事業者が第16条第1項及び第2項の規定による措置を講じなかったとき。

(5) 事業者が適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。

(6) 事業者が前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 発電事業が、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。

(8) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(命令)

第22条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくそ

の勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 町長は、発電設備の不適切な状態が、近隣住民等の安全の確保上、緊急に是正することが必要と認めるときは、前条第2項に規定する勧告によらず、事業者に対し、不適切な状態を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第23条 町長は、前条の規定による命令を行った場合において、その命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない事業者の名称及び所在地
- (2) 命令に係る発電設備の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 町長は、前項の規定により公表するときは、当該命令に従わない者に、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

第24条 町長は、事業者を発電設備の適切な管理及び運用に導くために必要があると認めるときは、経済産業省資源エネルギー庁及びその他の関係機関等に必要な措置を講ずるよう要請するなどの連携を図ることができる。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行以前に国の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、現に設置、設置工事に着手している又は着工予定の発電設備は、第5条の規定は適用しない。ただし、発電設備の増設若しくは更新により、当該発電事業が、第2条第4号に該当することとなるときは、この限りではない。